

# 情報公開規程

制 定 平成23年3月4日

最終改正 令和元年5月10日

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会の定款第62条第2項に基づき、この法人の活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

## (法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運営に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

## (利用者の責務)

第3条 第8条に規定する情報公開の対象書類を閲覧または謄写した者は、これによって得た情報を、この規定の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

## (情報公開管理責任者)

第4条 この法人においては、専務理事を情報公開管理責任者とする。

2 情報公開管理責任者は、この法人の積極的な情報公開に必要な体制を整備し、支援を行うものとする。

## (情報公開の方法)

第5条 この法人は、情報公開を、その対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

## (公告)

第6条 この法人は、次の各号に掲げるものについて公告を行うものとする。

(1) 貸借対照表

(2) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88条)第19条に定める計画及び同第21条に定める結果

2 この法人の公告は、定款第64条の方法によるものとする。ただし、前項第1号の貸借対照表については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第128条第3項に規定する措置により開示する。

(公表)

第7条 この法人は、法令の規定に従い、理事及び監事に対する報酬等の支給の基準について公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、「役員の報酬等及び費用に関する規程」を次条に規定する事務所備え置きの方法によるものとする。

(書類の事務所備え置き)

第8条 この法人は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの書類)

第9条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は別表に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の資料を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第10条 この法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧に関する事務)

第11条 閲覧希望者から別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第12条 この法人は、第6条から第8条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は専務理事が定める。

(管理)

第13条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第15条 この規程の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成23年3月4日理事会議決)
- 2 この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別 表 (第9条第1項関係)

事務所備え置き・閲覧等書類

対象書類等の名称	閲覧対象者	保存期間
1 定款	特定なし	
2 公益法人認定及び登記に関する書類	特定なし	
3 会員名簿	特定なし	
4 計算書類等(各事業年度の計算書類(貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書))・事業報告書・付属明細書・監査報告書)	特定なし	5年
5 財産目録		
6 事業計画書、収支予算書	特定なし	1年
7 理事及び監事の名簿	特定なし	5年
8 役員の報酬等及び費用に関する規程		
9 総会議事録、理事会議事録、運営協議会議事録	会員	10年
10 代理権を証明する書面、議決権行使書面	会員	3ヶ月
11 全員同意の書面	会員	10年

様式1 (第11条第1項第1号関係)

## 閲覧(謄写)申請書

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会  
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

申請年月日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私(申請者)は、下記の閲覧(謄写)目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧の目的	
閲覧対象書類	<ul style="list-style-type: none"><li>1 定款</li><li>2 事業計画書、収支予算書</li><li>3 計算書類等 (各事業年度の計算書類・事業報告書・付属明細書)</li><li>4 財産目録</li><li>5 役員名簿</li><li>6 役員の報酬に関する規程</li></ul>

注:該当するものを○で囲んでください。

